

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和02年02月18日

計画の名称	安心・安全に住み続けることのできる住環境の実現（防災・安全）											
計画の期間	平成31年度～令和05年度（5年間）											重点配分対象の該当
交付対象	三条市											
計画の目標	建築物の防災・安全対策を進めることにより、災害に強い安心・安全に住み続けることのできる住環境を実現する。											
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	186	A	173	B	0	C	13	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	6.98%

番号	計画の成果目標（定量的指標）				定量的指標の現況値及び目標値			
	定量的指標の定義及び算定式				当初現況値	中間目標値	最終目標値	
					H31		H35	
1	(市内建築物の耐震化) 市内における耐震性が確保された住宅の割合を増加させる。 三条市耐震改修促進計画による (市内住宅の耐震化率) = (耐震性ありとなる住宅戸数) / (住宅総戸数)				79%	%		87%
2	(公営住宅の長寿命化) 三条市営住宅長寿命化計画に基づいた住環境改善により、防災・安全対策及び耐久性向上等の長寿命化措置が完了した市営住宅の割合を増加させる。 三条市営住宅長寿命化計画による (耐久性向上等の長寿命化措置が完了した市営住宅の棟数割合) = (耐久性向上等の長寿命化措置が完了した市営住宅の棟数) / (市営住宅全棟数)				39%	%		60%

備考等	個別施設設計画を含む	<input type="radio"/>	国土強靭化を含む	<input type="radio"/>	定住自立圏を含む	<input type="radio"/>	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定		避難行動要支援者名簿の提供
-----	------------	-----------------------	----------	-----------------------	----------	-----------------------	---	------------	---	------------	---	-----------	---	-----------	--	---------------

A 基幹事業																			
基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況
		一體的に実施することにより期待される効果											H31	R02	R03	R04	R05		
		備考																	
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	三条市	直接	三条市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	安全性確保型、長寿命化型等(2棟、50戸)	三条市						127		策定済
	A15-002	住宅	一般	三条市	直接	三条市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	安全性確保型(5団地、10棟)	三条市						14		策定済
																	141		
住環境整備事業	A16-003	住宅	一般	三条市	間接	三条市	-	-	住宅・建築物安全ストック形成事業	木造住宅の耐震診断及び改修補助等	三条市						15		-
	A16-004	住宅	一般	三条市	直接	三条市	-	-	住宅・建築物安全ストック形成事業	木造住宅の耐震診断	三条市						8		-
	A16-005	住宅	一般	三条市	直接	三条市	-	-	住宅・建築物安全ストック形成事業	既設ブロック塀の解体等(6か所 避難所等)	三条市						9		-
																	32		

A 基幹事業																										
基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況							
		一體的に実施することにより期待される効果															H31	R02	R03	R04	R05					
		備考																								
																合計						173				

C 効果促進事業																			
基幹事業（大）	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況
		一體的に実施することにより期待される効果										H31	R02	R03	R04	R05			
		備考																	
住環境整備事業	C16-001	住宅	一般	三条市	直接	三条市	-	-	既設公共施設耐震化事業	既設ブロック塀の解体等(2か所)	三条市						1	-	
		建築物の耐震化とともに既設ブロック塀の解体等といった総合的な対策を行うことにより地震被害の減少が期待できる。																	
	C16-002	住宅	一般	三条市	間接	民間	-	-	三条市高齢者世帯等克雪 住宅事業（命綱アンカー 設置）（三条市内全域）	特別豪雪地帯のうち指定する 区域での屋根克雪化等	三条市						12	-	
		住宅・建築物安全ストック形成事業と一体となって、民間住宅等の克雪化（屋根改修等）を促進することで、多雪地域の地震時における積雪荷重による倒壊の軽減及び雪下ろしの危険防止を図る。																	
												小計						13	
												合計						13	

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	H31	R02	R03		
配分額 (a)	4	12	7		
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0		
交付額 (c=a+b)	4	12	7		
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0		
支払済額 (e)	2	11	7		
翌年度繰越額 (f)	0	0	0		
うち未契約繰越額(g)	0	0	0		
不用額 (h = c+d-e-f)	2	1	0		
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d)) %	50	8.33	0		
未契約繰越率+不用率が10%を超えてる場合の理由	民間事業の実績が低調。該当事業の変更のため				

事前評価チェックシート

計画の名称： 安心・安全に住み続けることのできる住環境の実現（防災・安全）

事 前 評 價	チェック欄
I . 目標の妥当性 計画の目標が交付要綱の目的と適合している。	<input type="radio"/>
I . 目標の妥当性 地域の課題を的確に踏まえた目標となっている。	<input type="radio"/>
I . 目標の妥当性 関連する各種計画（三条市営住宅長寿命化計画等）との整合性が確保されている。	<input type="radio"/>
II . 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	<input type="radio"/>
II . 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	<input type="radio"/>
II . 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	<input type="radio"/>
II . 計画の効果・効率性 一定期間内に効率的かつ効果的に行う必要がある事業で構成されている。	<input type="radio"/>
III . 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	<input type="radio"/>
III . 計画の実現可能性 計画に記載された事業に関連する住民・地権者等の理解が得られている。	<input type="radio"/>
III . 計画の実現可能性 継続的な事業展開が見込まれる。	<input type="radio"/>
III . 計画の実現可能性 計画内容を公表し、透明性が確保されている。	<input type="radio"/>

さんじょうちいきじゅうたくけいかく

三条地域住宅計画

だい き
第1期

三条市

令和3年6月
(第2回変更)

地域住宅計画

計画の名称	三条地域住宅計画（第1期）		
-------	---------------	--	--

都道府県名	新潟県	作成主体名	三条市
-------	-----	-------	-----

計画期間	令和元年度～5年度
------	-----------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

三条市は、世界に誇るものづくりのまちであり、また先人から脈々と受け継がれてきた歴史や文化、下田郷に代表される豊かな自然など、多彩な魅力に満ちたまちです。

新潟県のほぼ中央に位置し、面積は約432km²、人口約9万8千人、世帯数約3万6千世帯（H30年12月現在）です。

本市は平成27年に策定した「三条市総合計画」に基づいて、少子高齢化、人口減少社会にあっても三条市の素晴らしさを今と変わらない姿で存続させていくという思いを込めて、「豊かな自然に恵まれた、歴史と文化の息づく、創意にみちたものづくりのまち」を将来都市像として掲げ、その実現に向けた取組を推進しています。

市営住宅においては、昭和40～50年代に建設された住宅が8割を占め老朽化が進行しており、維持管理費用の増大が見込まれることから、計画的かつ効果的な整備を行い、将来にわたって安全で快適な居住環境を確保していくため、団地別・住棟別の活用方針を定め、長期的な視点に立った市営住宅の維持管理計画として、平成26年度に「三条市営住宅長寿命化計画」を策定しました。本計画に基づいて、長寿命化を図るべき市営住宅の状態を把握し、予防保全的な観点から計画的な修繕・改善を行い、居住者の安心・安全の確保に取り組んでいます。

2. 課題

○安心・安全に住み続けることのできる住環境の確保

市営住宅における入居者が安心して住み続けられる安全な住環境を実現するため、三条市営住宅長寿命化計画に基づき、既存ストックの有効活用を図るべく、耐震化及び長寿命化に必要な改修・修繕を計画的に推進する必要がある。

○市内既存建築物における耐震性能の確保及び克雪化

新潟・福島豪雨災害等によりリフォーム費用に係る耐震改修の減少、所有者の高齢化による耐震化への意欲の低下などが原因となり、耐震化率が伸びない状況が続いている。安全性の向上に関する知識の普及が伴っていないことからも、積極的な啓発及び支援を行う必要がある。また、降雪期の雪下ろしを行わないことによる住宅等の倒壊防止や、高齢者の事故が発生している雪下し中の安全確保のため、住宅の克雪化や雪下し等の管理においても同様に積極的な支援を行う必要がある。

3. 計画の目標

既存の市営住宅を計画的に改修・修繕することで安全性を確保し、誰もが安心して住み続けられる住環境を実現する。
また、市内住宅の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、耐震化率の向上を目指す。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
耐久性向上等の長寿命化措置が完了した市営住宅の棟数割合	%	(耐久性向上等の長寿命化措置が完了した市営住宅棟数)／(市営住宅全棟数)	39.1%	H30	60.0%	R5
耐震改修工事等により、耐震性が確保された市営住宅の棟数割合	%	(耐震改修工事等により、耐震性が確保された市営住宅棟数)／(市営住宅全棟数)	52.2%	H30	60.0%	R5
市内住宅の耐震化率	%	(耐震性ありとなる住宅戸数)／(住宅総戸数)	79.6%	H28	87.0%	R5

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

○公営住宅等ストック総合改善事業

市営住宅の安全性の確保と安心して住み続けられる住環境を実現するため、市営住宅の耐震化を図るとともに、住宅の長寿命化・耐久性の向上に必要な改修工事を実施する。

【安全性確保型】

- ・市営住宅の耐震診断、耐震等設計、耐震補強工事
- ・市営住宅の屋外通路等照明設備改修工事 ほか

【長寿命化型】

- ・市営住宅の屋上・外壁改修工事、給排水管改修工事 ほか

○住宅建築物安全ストック形成事業

木造住宅の耐震化及を促進するため、耐震診断及び改修等に要する費用について助成するとともに、計画的かつ効果的な普及・周知啓発を図る。

(2) 提案事業の概要

該当なし

(3) その他（関連事業など）

該当なし

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
公営住宅等ストック総合改善事業		三条市	安全性確保型、長寿命化型等(2棟、50戸)	483.0
公営住宅等ストック総合改善事業		三条市	安全性確保型(5団地、10棟)	14.0
住宅建築物安全ストック形成事業		三条市	木造住宅の耐震診断及び改修補助等	23.0
住宅建築物安全ストック形成事業		三条市	既設ブロック塀の解体等(6か所 避難所等)	9.0
小計(A)				529.0

効果促進事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
既設公共施設耐震化事業	三条市	既設ブロック塀の解体等(2か所)	1.0
克雪住まいづくり等支援事業	三条市	命綱固定アンカー設置補助	12.0
小計(B)			13.0

関連社会資本整備事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
小計(C)			0.0

合計(A+B+C)

542.0

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。

(参考図面)

